

福島イノベーション・コースト構想 交流・関係人口拡大に向けた情報発信強化事業
「福島イノベーション・コースト構想 動画制作・プロモーション業務」仕様書

1. 委託業務名

福島イノベーション・コースト構想 動画制作・プロモーション業務

2. 業務委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 23 日（月）

3. 背景及び業務目的

福島イノベーション・コースト構想（以下「構想」という）は、東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等 15 市町村（以下「イノベ地域」という）の産業を回復させるために、新たな産業基盤の構築を目指す国家プロジェクトである。

本業務は、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「機構」という。）が取り組むイノベ地域への産業集積や交流人口の拡大、人材育成等といった構想を伝える動画を制作し、プロモーションを積極的に展開することで、県内外において構想やイノベ地域に対する一層の認知度向上と理解促進を図ることを目的とする。

※1 浜通り地域等の 15 市町村

いわき市・相馬市・田村市・南相馬市・川俣町・広野町・楡葉町・富岡町・川内村・大熊町・双葉町・浪江町・葛尾村・新地町・飯舘村

4. 委託業務の概要

- （１） 動画の制作
- （２） 動画等の広告配信
- （３） その他の効果的な PR 施策
- （４） 効果検証（定期的アクセス解析・レポート）

5. 委託業務の内容

（１） 動画の制作

動画制作に際しては以下を考慮のうえ、構想の実現に向けた取組の成果が生活を便利に変えるとともに、産業集積や人々の交流等を通じて、活性化したイノベ地域の将来イメージを描くものとする。なお、動画の完成までに、企画内容等について機構と十分協議するほか、編集段階の校正については、機構による 2 回以上の内容確認及び修正等の機会を設けること。

対象：イノベ地域への移住や交流・関係人口として期待する層（おおむね 10 代後半から 40 代以下を想定）

動画尺：3 分以内、短尺版 30 秒、15 秒の 3 パターンを想定しているが、他に効果的

な案があれば企画提案書に明記すること。

参考：トップ>福島イノベーション機構の概要>広報物

<https://www.fipo.or.jp/public-relations>

福島イノベーション・コースト構想 リーフレット 2025 年度版

福島イノベーション・コースト構想 パンフレット 2025 年度版

福島イノベーション・コースト構想 地域企業参画事例ガイド 2025 年度版

- ア 表現方法は、アニメ・実写・CG 等の組合せは問わず、視聴者の関心を引く訴求力のあるデザインや音的効果を用い、SNS 等で他者に共有したくなる魅力のある動画を制作すること。ただし、イノベーション地域の将来イメージは、飛躍しすぎた未来像ではなく、日常に根差した表現が望ましい。
- イ サイネージ広告等で使用する可能性を踏まえ、音声をミュートにした状態でも、ある程度内容が訴求できる構成とすること。
- ウ 動画ファイル形式は、mp4 を想定しているが、機構の YouTube チャンネル、構想ウェブサイト及び機構関連のウェブサイト、SNS 等のほか、機構や県・市町村のイベント等でも使用する可能性があることから、多様な広告媒体に動画等を掲載できるよう、アスペクト比などの必要なデータの編集、拡張子等の変換作業等を行うこと。
- エ 機構ウェブサイト等に掲載する動画のバナーを作成すること。
動画の世界観を重視したバナーにすること。
画素：350×100 ピクセル
- オ 権利関係について、必要に応じて次の対応をすること。
 - ①肖像権及び著作権についての必要な手続き
 - ②出演者、協力者、撮影地への交渉や許可申請
 - ③使用料、出演料、交通費、謝礼等の撮影に必要な費用の支払いなお、動画に使用期限が生じる場合は、事前に機構と協議を行い決定すること。また、使用期間は、最短でも 3 年とすること。
- カ 実在する企業・製品等を動画に登場させる場合は、機構と協議のうえ決定すること。

(2) 動画等の広告配信

Instagram 広告及び YouTube における TrueView 広告、機構が管理する SNS アカウントを使用した広告配信を下記の通り実施すること。実施にあたり、評価指標等の見込となる数値や予算配分、配信期間を企画提案書に明記すること。なお、他に効果的な広告配信先がある場合は、同様に企画書提案書に明記すること。

- ア Instagram 広告配信の実施について
 - ①動画広告
 - ②画像広告（動画の静止画等を使用したものを想定）
- イ YouTube における TrueView 広告配信について
 - ①動画広告（動画のサムネイル画像作成含む）

- ※上記ア・イのサムネイル及び画像広告はターゲットの目を惹くデザインとすること。
- ウ 広告配信では、機構が管理する下記の SNS アカウントを使用するほか、新規提案も可とする。
- 参考：トップ>福島イノベ機構の概要>ソーシャルメディア
<https://www.fipo.or.jp/socialmedia>
- 対象 SNS：YouTube、Instagram、Facebook、X（旧 Twitter）
- ただし、TikTok での広告提案に関しては、視聴促進の効果や個人情報の取扱いに関する安全性等を十分検討した上で、その有用性が認められた場合に限る。
- エ 広告配信のサイト誘導先（遷移先）は、機構ウェブサイトのトップページまたは機構が指定するウェブページとする。
- オ 配信日時、配信時のテキスト内容については、事前に機構の了承を得たうえで公開すること。
- カ 広告配信実施時に視聴者の書き込みがあり、対応を要する場合は、速やかに機構に報告すること。

（３） その他の効果的な PR 施策

以下の実施については、機構と協議のうえ決定する。

- ア 構想の認知度向上を目的とした効果的な発信手法（コワーキングスペース等での広告、サイネージ広告や既存イベント等での協賛広告など）を提案すること。提案にあたり、評価指標等の見込となる数値や予算配分、配信期間を企画提案書に明記すること。
- イ 当事業はウェブサイトの乱立を避けるため LP の制作は想定していないが、次の効果検証を実施するうえで必要であり、その有用性が高く認められた場合は可とする。

（４） 効果検証（定期的アクセス解析・レポート）

（２）及び（３）で実施する広告配信によって得られた効果を測定し、「9.その他、業務実施上の注意点（４）」で定める打合せを月一回程度行い、下記のアからウを含めた結果について報告し、期中での分析に応じて配信設定の変更等による最適な方法を実施すること。なお、報告内容については、デジタル広告に関する深い知見がなくとも理解できる内容・構成とすること。また、報告内容について機構から照会事項があった場合は、速やかに回答すること。

ア 当業務における広告効果の目標値

- ①動画広告の配信回数：全体で 100 万回以上
- ②動画・画像広告から誘導されたウェブサイトのページビュー数：全体で 7 万回以上

イ （２）に関する報告内容

- ①広告視聴後におけるユーザーのアクションがわかるデータ
例：流入元、流入先、地域、時間帯、ユーザー属性等
- ②今後の広告方針の提案

ウ （３）に関する報告内容

企画提案時に明記した評価指数等に対する結果

6. 受託者の責務

(1) 苦情等の処理

本業務に伴って生じたトラブル等に関しては、認知後速やかに機構に報告するとともに、受託者が責任を持って対応すること。

(2) 信用失墜行為の禁止

受託者は、本業務の実施にあたり、各種法令等を遵守し、機構の信用を失墜する行為を行ってはならない。

7. 提出書類等

受託者は、委託契約書に定めるものを含め、次の号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結後、速やかに提出するもの

	書類名	様式等	媒体	備考
1	主任担当者通知書	様式第1号	紙	
2	事業着手届	様式第2号	紙	
3	一部再委託届出書	様式第3号	紙	委託契約書第9条第2項の規定により提出すること
4	業務実施体制図	任意様式	紙	責任者及び担当者を明記すること
5	業務実施工程表	任意様式	紙	
6	その他	任意様式	紙・電子	委託者が必要と認める書類・データ

(2) 業務完了時、速やかに提出するもの

	書類名	書式等	媒体	備考
1	事業完了届	様式第4号	紙	
2	事業実績報告書	様式第5号	紙	
3	請求書	様式第6号	紙	
4	業務報告書	任意様式	紙・電子	本業務の効果検証含む
5	請求に係る内訳書	任意様式	紙	
6	その他	任意様式	紙・電子	・本業務で制作した動画・画像等のデーター式（動画制作での完パケ・白完パケを含む） ・上記の他、委託者が必要と認める書類・データ

(3) 提出先

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構 交流促進部交流促進課
住所：〒960-8043 福島市中町1番19号 中町ビル6階

電話：024-581-6893

メールアドレス：koryu-sokushin6893@fipo.or.jp

8. その他、業務実施上の注意点

- (1) 受託者は、本業務に関わる責任者及び担当者について、本業務の趣旨・内容を十分に理解し、且つ、業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置すること。
- (2) 受託者は工程管理を適切に行い、計画的に業務を遂行すること。
- (3) 業務の詳細については、委託契約書及び仕様書に基づき、機構と受託者で協議の上、決定する。なお、企画提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (4) 受託者は、機構と定期的に打合せを行い、進捗状況を綿密に報告すること。なお、オンライン打合せも可とする。また、業務の進行状況等について機構が求めた場合は速やかに報告すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及び定める内容について疑義が生じた時は、双方協議の上、対応を決定する。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。
- (6) 本業務で制作した成果品等の著作権及び所有権並びに翻案権は、機構に帰属する。なお、委託業務終了後、成果品等の内容変更等を機構で行う場合がある。
- (7) 受託者は、一切の著作者人格権及び実演家人格権を行使しないこととし、第三者をして行使させないものとする。
- (8) 受託者は、機構の許可なく、成果品等を他のものに利用、公表、貸与等をしてはならない。
- (9) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間に著作権等の知的所有権の侵害に係る紛争等が生じた場合、速やかに機構へ報告すること。当該紛争の原因が専ら機構の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担でその一切を処理するものとするが、その紛争の処理において、機構も必要に応じて協力するものとする。
- (10) 本業務は、国の交付金等を活用した業務のため、会計検査院の实地検査等の対象となった場合には、検査に協力すること。